

**社会福祉法人草加市社会福祉協議会  
新規採用嘱託員募集案内書  
(訪問介護員)**

社会福祉法人草加市社会福祉協議会

## 社会福祉法人草加市社会福祉協議会新規採用嘱託員募集要項

### 1 職種及び資格

職種	訪問介護員（嘱託員）
資格	<p>① 学校教育法による高等学校以上を卒業した方 ② 昭和36年4月2日以降に生まれた方 ③ Excel、Wordなどの簡単な文字入力ができる方 ④ 次のうちいずれかの資格を有する方（必須）</p> <p>・介護福祉士 ・ホームヘルパー2級 ・介護職員初任者研修修了者</p> <p>⑤ 同行援護従事者養成研修修了者（あれば尚可） ⑥ 普通自動車運転免許を有する方（あれば尚可）</p>

次の項目に該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 過去に本会の職員等の募集に応募し、複数回不採用または選考外となつた方

### 2 採用人数 若干名

### 3 試験

- (1) 一次選考：①書類選考、②志望動機や自己アピール（200字ほど）
  - ・訪問介護員として働くにあたり、志望動機をお聞かせください。
  - ・履歴書の欄に収まらない場合は、別途用紙を添付ください。（書式不問）

※事務所にて受領後、1週間以内にメールにて審査結果を連絡。  
後日、書面にて結果通知を郵送。

※応募者全員へご連絡します。書類提出後1週間を過ぎてもメールが届かない場合はお問い合わせください。
- (2) 二次選考：面接  
※詳細な日時や場所については、一次選考を通過した方に改めてご案内します。

### 4 合格発表

合否を問わず、応募者全員に文書で通知します。

先んじてメールでご連絡しますので、[soumu@soka-shakyo.jp](mailto:soumu@soka-shakyo.jp)からのメールを受信できるよう、設定しておいてください。

### 5 採用予定日 採用決定者と調整

### 6 健康診断

健康診断については、合格者のみ行い、費用は、自己負担とします。ただし、3か月以内に健康診断を済ませている場合は、その写しに代えることができます。

## 7 受付期間、受付場所等

- (1) 受付期間 随時（採用枠が充足するまで）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで  
※ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。
- (3) 受付場所 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 事務局  
所在地 埼玉県草加市松江一丁目1番32号
- (4) 応募方法 上記住所へ直接持参又は郵送にてご提出ください。
- (5) 注意事項
  - ・郵送で提出する場合は、お電話でもご一報の程お願いします。
  - 封筒の表に朱書きで「採用応募」と記載の上、「簡易書留」など記録の残る形でご提出ください。
  - ・郵便事情等による書類到着の遅延等については、一切の責任を負いかねます。

## 8 提出書類

1	履歴書（書式不問） (応募職種、メールアドレスを記載のこと。 また、最近3か月以内に撮影した写真を添付のこと。 履歴書は本会ホームページからダウンロードすることもできます)	1通
2	志望動機や自己アピール（200字ほど。書式不問） (履歴書の欄に収まらない場合は、別途用紙を添付のこと。 用紙は本会ホームページからダウンロードすることもできます)	1通
3	職務経歴書	1通
4	最終学校卒業証明書	1通
5	資格証明書等の写し ※ (福祉資格他、運転免許証など)	各1通

※上記4、5の書類提出に時間要する場合には、事前に本会まで連絡のうえ、上記1～3を先にご提出ください。

## 9 感染症防止に向けた対応について

- ・試験会場では換気のため、適宜、窓やドアなどを開ける場合があります。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- ・試験会場へ来場する前に体温を測定し37.5℃以上の場合、体調がすぐれない場合、感染症などに罹患し治癒していない場合は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。

## 10 その他

- (1) 応募書類は、一切お返しません。
- (2) 結果に対する問い合わせは、一切お断りします。

### [問い合わせ先]

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 事務局 総務課  
電話 048-932-6770

## 採用試験から採用までの経過と採用後の待遇について

### 1 採用試験から採用までの経過について

採用試験に合格後、健康診断を受け、その診断結果の提出を確認し、採用が決定（内定）します。

### 2 勤務先について

住所 埼玉県草加市松江一丁目1番32号（最寄り駅：獨協大学前駅）  
名称 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 松江事務所

### 3 勤務時間

毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（週5日）。

訪問介護員は上記時間を基に、1か月単位の変形労働時間制を採用。

原則として休日は土曜日と日曜日、祝日及び年末年始ですが、業務の都合上出勤となる場合は、振替休日の対応を探っています。

### 4 給与等について（令和7年度現在）

本会嘱託員の報酬等の支給に関する規程のとおり。  
訪問介護員従事年数により変動あり。

#### （1）賃金形態：日給10,856円（ヘルパー歴2年未満の場合）

月額換算（月平均労働日数21日で換算）：227,976円

賃金締切日：前月末締、毎月21日支給（翌月支給）

#### （2）各種手当

通勤手当、住居手当（賃貸名義人として賃貸住宅を借りている場合のみ）、扶養手当（扶養している場合のみ）、電話手当、時間外勤務手当などが支給されます。

また、訪問介護員は、実務経験手当や資格手当、サービス提供責任者手当などが支給されます。

#### 【住居手当一例】

家賃額	50,000円	61,000円
住居手当	22,500円	28,000円

※上限は28,000円です。

#### 【扶養手当一例】

配偶者	3,000円
60歳以上の親・祖父母	6,500円
15歳までの子	11,500円
15歳から22歳までの子	16,500円

※1人あたりの金額です。

#### 【訪問介護員の手当一例】

実務経験手当（5年以上）	25,000円
資格手当	5,500円
サービス提供責任者手当	5,000円

※処遇改善加算が終了した場合は手当も終了します。

### (3) 期末手当

民間企業のボーナスに相当する手当として、期末手当が年2回支給されます。

令和7年度支給期別の支給月数は、次のとおりです。

【例：サービス提供責任者資格がない場合】

支給月	支給月数
6月	1. 5月分
12月	1. 5月分
年間計	3. 04月分

支給月	支給月数
6月	1. 03月分
12月	1. 03月分
年間計	2. 06月分

## 5 加入保険等

労働保険（雇用保険、労災保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金保険 等）

## 6 休暇制度

休暇（年次有給休暇）は、労働基準法の定めるところにより付与され、最高20日まで翌年に繰り越すことができます。

## 7 福利厚生

社会福祉法人福利厚生センターに加入し、全国の指定保養所が安価に利用できるほか、各種割引制度が利用できます。